

第132回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

個別注記表

連結注記表

〔平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで〕

株式会社 **七十七銀行**

「個別注記表」および「連結注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ (<http://www.77bank.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、その他の金銭の信託については上記(1)のうちのその他有価証券と同じ方法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、原則として時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | | | |
|---|---|--------|--------|
| 建 | 物 | 5年～31年 | |
| そ | の | 他 | 4年～20年 |
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中の「リース資産」は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
 - (2) 役員賞与引当金
役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：発生時に一括費用処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次事業年度から費用処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

信用保証協会との責任共有制度にかかる将来の負担金の支払に備えるため、対象債権に対する代位弁済の実績率を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

(6) 災害損失引当金

東日本大震災により被災した店舗等の原状回復に要する修繕費用の支出に備えるため、当事業年度末において合理的に見積った額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引は、個別ヘッジのほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24条」という。）に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

このほか、ヘッジ会計の要件を充たしており、かつ想定元本、利息の受払条件及び契約期間が対象資産とほぼ同一である金利スワップ等については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額 92 百万円
2. 有担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に20,242百万円含まれております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,295百万円、延滞債権額は79,925百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は612百万円であります。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は32,692百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は114,526百万円
 であります。
 なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、10,501百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産
- | | |
|-------|-------------|
| 有価証券 | 239,037 百万円 |
| その他資産 | 141 百万円 |
- 担保資産に対応する債務
- | | |
|-------------|------------|
| 預金 | 53,470 百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 20,908 百万円 |
- 上記のほか、為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券135,567百万円を差し入れております。
 なお、その他の資産には、保証金63百万円が含まれております。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,626,666百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,574,265百万円あります。
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10. 有形固定資産の減価償却累計額 76,843 百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 7,713 百万円
12. 「有価証券」中の「社債」のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は2,902百万円あります。
13. 関係会社に対する金銭債権総額 9,291 百万円
14. 関係会社に対する金銭債務総額 7,577 百万円

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益
- | | |
|----------------------|---------|
| 資金運用取引に係る収益総額 | 73 百万円 |
| 役員取引等に係る収益総額 | 53 百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 181 百万円 |
- 関係会社との取引による費用
- | | |
|----------------------|-----------|
| 資金調達取引に係る費用総額 | 1 百万円 |
| 役員取引等に係る費用総額 | 528 百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 2,501 百万円 |
- 関係会社とのその他の取引高総額
- | | |
|---------------------|---------|
| 各種ローンの被保証債務履行に伴う回収額 | 602 百万円 |
|---------------------|---------|
2. 「その他の経常費用」には、債権売却損155百万円を含んでおります。

3. 当事業年度において、宮城県内の営業用店舗14か所及び遊休資産1か所並びに宮城県外の営業用店舗1か所及び遊休資産4か所について減損損失を計上しております。

当行は、減損損失の算定にあたり、原則として、営業用店舗については継続的に収支の把握を行っている個別営業店単位で、遊休又は処分予定資産については各資産単位で、グルーピングしております。減損損失を計上した資産グループは、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額438百万円（土地341百万円、建物78百万円、その他の有形固定資産等18百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価基準等に基づき、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを4.2%で割り引いて、それぞれ算定しております。

4. 関連当事者との取引は次のとおりであります。

(1) 子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|------------|--------|---------------|-----------|---------------------------------|---------------------|-------------------|-----------|----|-----------|
| 子会社 | 七十七信用保証(株) | 仙台市青葉区 | 30 | 信用保証業務 | 所有 直接 5.00 間接 45.90 | 当行ローンの被保証先 役員の兼任 | 各種ローンの被保証 | 772,654 | - | - |
| | | | | | | | 被保証債務の履行によるローンの回収 | 529 | - | - |

取引条件及び取引条件の決定方針等

保証料は、各種ローンの債務者が上記子会社に直接支払っているほか、一部のローンについては、当行より支払っております。

(2) 役員及び個人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|--|--------------|--------|---------------|-------------------|---------------------------------------|-----------|-------|-----------|--------|-----------|
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社の子会社を含む) | (株)藤崎 | 仙台市青葉区 | 400 | 百貨店 | 所有 直接 0.66 被所有 直接 0.06 | 与信取引先 | 資金の貸付 | 4,603 | 貸出金 | 5,256 |
| | (株)フジ・スタイリング | 仙台市泉区 | 38 | 紳士服縫製 | - | | 与信取引先 | 債務の保証 | 200 | 支払承諾見返 |
| 役員及びその近親者 | (株)藤崎エージェンシー | 仙台市青葉区 | 50 | 百貨店友の会運営 保険代理店 | - | 与信取引先 | 資金の貸付 | 236 | 貸出金 | 235 |
| | 赤井澤巳之吉 | - | - | 不動産賃貸 | 被所有 直接 0.00 | 与信取引先 | 債務の保証 | 700 | 支払承諾見返 | 700 |
| 役員及びその近親者 | 赤井澤巳之吉 | - | - | 不動産賃貸 | 被所有 直接 0.00 | 与信取引先 | 資金の貸付 | 51 | 貸出金 | 48 |

(注) 取引金額は平均残高を記載しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

一般の取引と同様な条件で行っております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

| | 当事業年度期首 株 式 数 | 当 事 業 年 度 増 加 株 式 数 | 当 事 業 年 度 減 少 株 式 数 | 当事業年度末 株 式 数 | 摘 要 |
|------|------------------|------------------------|------------------------|-----------------|-----|
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 9,051 | 21 | 23 | 9,050 | (注) |
| 合 計 | 9,051 | 21 | 23 | 9,050 | |

(注) 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は新株予約権の行使によるものであります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成28年3月31日現在）

| | 当事業年度の損益に含まれた 評価差額（百万円） |
|----------|----------------------------|
| 売買目的有価証券 | 38 |

2. 子会社・子法人等株式（平成28年3月31日現在）

| | 貸借対照表計上額 （百万円） | 時 価 （百万円） | 差 額 （百万円） |
|------------|-------------------|--------------|--------------|
| 子会社・子法人等株式 | — | — | — |
| 合 計 | — | — | — |

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式

| | 貸借対照表計上額 （百万円） |
|------------|-------------------|
| 子会社・子法人等株式 | 92 |
| 合 計 | 92 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式」には含めておりません。

3. その他有価証券（平成28年3月31日現在）

| | 種 類 | 貸借対照表計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差 額 (百万円) |
|----------------------|-----|-------------------|---------------|--------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | 113,814 | 49,105 | 64,708 |
| | 債券 | 2,775,606 | 2,726,128 | 49,477 |
| | 国債 | 1,560,945 | 1,535,927 | 25,017 |
| | 地方債 | 228,957 | 223,415 | 5,542 |
| | 社債 | 985,704 | 966,785 | 18,918 |
| | その他 | 315,714 | 269,359 | 46,355 |
| | 小計 | 3,205,135 | 3,044,594 | 160,541 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式 | 9,383 | 10,276 | △ 893 |
| | 債券 | 11,514 | 11,537 | △ 22 |
| | 国債 | － | － | － |
| | 地方債 | － | － | － |
| | 社債 | 11,514 | 11,537 | △ 22 |
| | その他 | 248,548 | 256,044 | △ 7,495 |
| | 小計 | 269,446 | 277,858 | △ 8,411 |
| 合 計 | | 3,474,582 | 3,322,452 | 152,129 |

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

| | 貸借対照表計上額 (百万円) |
|-------|-------------------|
| 非上場株式 | 1,918 |
| 組合出資金 | 2,311 |
| 合 計 | 4,229 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

| | 売却額 (百万円) | 売却益の合計額 (百万円) | 売却損の合計額 (百万円) |
|-----|--------------|------------------|------------------|
| 株式 | 4,320 | 2,309 | 0 |
| 債券 | 56,591 | 452 | 95 |
| 国債 | 55,972 | 452 | － |
| 地方債 | － | － | － |
| 社債 | 619 | － | 95 |
| その他 | 29,449 | 19 | 185 |
| 合 計 | 90,362 | 2,781 | 280 |

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は4,756百万円（うち、株式764百万円、その他3,991百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社等の区分毎に次のとおり定めております。

| | |
|-----------------|---|
| 正常先 | 時価が取得原価に比べて50%以上下落または、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもので、過去1か月間の時価の平均が取得原価に比べて50%（一定以上の信用リスクを有すると認められるものは30%）以上下落 |
| 要注意先 | 時価が取得原価に比べて30%以上下落 |
| 破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 | 時価が取得原価に比べて下落 |

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成28年3月31日現在）

| | | |
|------------|-------------------|----------------------------|
| | 貸借対照表計上額 （百万円） | 当事業年度の損益に含まれた 評価差額（百万円） |
| 運用目的の金銭の信託 | 43,375 | △ 2,877 |

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成28年3月31日現在）

| | 貸借対照表 計上額 （百万円） | 取得原価 （百万円） | 差 額 （百万円） | うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの （百万円） | うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの （百万円） |
|---------------|-----------------------|---------------|--------------|--|---|
| その他の 金銭の信託 | 32,902 | 21,581 | 11,320 | 11,320 | — |

（注）「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. 減損処理を行った金銭の信託

その他の金銭の信託の信託財産を構成している有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、減損処理しております。なお、当事業年度においては該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社等の区分毎に次のとおり定めております。

| | |
|-----------------|---|
| 正常先 | 時価が取得原価に比べて50%以上下落または、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもので、過去1か月間の時価の平均が取得原価に比べて50%（一定以上の信用リスクを有すると認められるものは30%）以上下落 |
| 要注意先 | 時価が取得原価に比べて30%以上下落 |
| 破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 | 時価が取得原価に比べて下落 |

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

| | |
|----------|-----------------|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金 | 19,800 百万円 |
| 退職給付引当金 | 7,200 |
| 減価償却 | 7,138 |
| 有価証券償却 | 3,435 |
| その他 | <u>5,732</u> |
| 繰延税金資産小計 | 43,307 |
| 評価性引当額 | <u>△ 15,806</u> |
| 繰延税金資産合計 | 27,500 |

| | |
|--------------|-------------------|
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △ 48,255 |
| 固定資産圧縮積立金 | △ 343 |
| その他 | <u>△ 10</u> |
| 繰延税金負債合計 | △ 48,609 |
| 繰延税金負債の純額 | <u>21,108 百万円</u> |

2. 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.0%から、平成28年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%、平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.6%、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.4%となります。この税率変更により、繰延税金負債は1,181百万円減少し、その他有価証券評価差額金は2,539百万円増加し、法人税等調整額は1,279百万円増加しております。

(1株当たり情報)

| | |
|---------------|--------------|
| 1株当たりの純資産額 | 1,182 円 06 銭 |
| 1株当たりの当期純利益金額 | 41 円 85 銭 |

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 6社

連結される子会社名

七十七ビジネスサービス株式会社

七十七事務代行株式会社

連結される子法人等名

七十七リース株式会社

七十七信用保証株式会社

七十七コンピューターサービス株式会社

株式会社七十七カード

- ② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

- ② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 6社

2. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

- (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、その他の金銭の信託については上記(イ)のうちのその他有価証券と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、原則として時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

- (イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 5年～31年

そ の 他 4年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、主として定率法により償却しております。

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中の「リース資産」は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金については、自己査定結果に基づき、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金支給規定に基づく期末要支給額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

信用保証協会との責任共有制度にかかる将来の負担金の支払に備えるため、対象債権に対する代位弁済の実績率を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

(10) 災害損失引当金の計上基準

東日本大震災により被災した店舗等の原状回復に要する修繕費用の支出に備えるため、当連結会計年度末において合理的に見積った額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：発生時に一括費用処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引は、個別ヘッジのほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

このほか、ヘッジ会計の要件を充たしており、かつ想定元本、利息の受払条件及び契約期間が対象資産とほぼ同一である金利スワップ等については、金利スワップの特例処理を行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(14) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、当行の有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（「企業結合に関する会計基準」等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を、当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

未適用の会計基準等

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）

(1) 概要

本適用指針は、主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について基本的にその内容を引き継いだ上で、一部見直しが行われたものです。

(2) 適用予定日

当行は、当該適用指針を平成28年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該適用指針の適用による影響は、評価中であります。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1. 有担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に20,242百万円含まれております。
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,476百万円、延滞債権額は80,965百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は612百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は32,709百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は115,764百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、10,501百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

| | |
|-------|-------------|
| 有価証券 | 239,037 百万円 |
| その他資産 | 141 百万円 |

担保資産に対応する債務

| | |
|-------------|------------|
| 預金 | 53,470 百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 20,908 百万円 |

上記のほか、為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券135,567百万円を差し入れております。

なお、その他資産には、保証金95百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,652,504百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,600,103百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 79,051 百万円

10. 有形固定資産の圧縮記帳額 7,713 百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は2,902百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常費用」には、株式等償却764百万円及び債権売却損182百万円を含んでおります。

2. 当連結会計年度において、当行は、宮城県内の営業用店舗14か所及び遊休資産1か所並びに宮城県外の営業用店舗1か所及び遊休資産4か所について減損損失を計上しております。

減損損失の算定にあたり、原則として、当行の営業用店舗については継続的に収支の把握を行っている個別営業店単位で、遊休又は処分予定資産については各資産単位で、グルーピングしております。また、連結される子会社及び子法人等は各社をそれぞれ1つのグループとしております。減損損失を計上した資産グループは、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額438百万円（土地341百万円、建物78百万円、その他の有形固定資産等18百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価基準等に基づき、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを4.2%で割り引いて、それぞれ算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

| | 当連結会計年度 期首株式数 | 当連結会計年度 増加株式数 | 当連結会計年度 減少株式数 | 当連結会計年度末 株式数 | 摘要 |
|-------|------------------|------------------|------------------|-----------------|-----|
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 383,278 | — | — | 383,278 | |
| 合計 | 383,278 | — | — | 383,278 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 9,051 | 21 | 23 | 9,050 | (注) |
| 合計 | 9,051 | 21 | 23 | 9,050 | |

(注) 自己株式(普通株式)の増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は新株予約権の行使に応じたものであります。

2. 新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権 の内訳 | 新株予約権の 目的となる株 式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当連結会計 年度末残高 (百万円) | 摘要 |
|----|-------------------------|--------------------------|--------------------|---------------|---------------|--------------|-------------------------|----|
| | | | 当連結会計 年度期首 | 当連結会計 年度増加 | 当連結会計 年度減少 | 当連結会計 年度末 | | |
| 当行 | ストック・オプションとしての 新株予約権 | | | — | | 721 | | |
| 合計 | | | | — | | 721 | | |

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------|--------------|------------|------------|
| 平成27年6月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,684百万円 | 4.5円 | 平成27年3月31日 | 平成27年6月29日 |
| 平成27年11月13日 取締役会 | 普通株式 | 1,684百万円 | 4.5円 | 平成27年9月30日 | 平成27年12月9日 |
| 合計 | | 3,368百万円 | | | |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの平成28年6月29日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり提案しております。

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の 総額 | 配当の 原資 | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|------------|-----------|--------------|------------|------------|
| 平成28年6月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,684百万円 | 利益 剰余金 | 4.5円 | 平成28年3月31日 | 平成28年6月30日 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行並びに連結される子会社及び子法人等は、銀行業務を中心に、リース業務のほか、クレジットカード業務などの金融サービスを提供しております。これらの業務では、主として預金等による資金調達を行い、貸出金、有価証券等による資金運用を行っております。

このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産・負債の総合管理（ALM）を行っております。その一環としてデリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行並びに連結される子会社及び子法人等が保有する金融資産は、主として国内の法人、地公体、個人のお客様に対する貸出金や各種ローンであり、貸出先の契約不履行によって損失を被る信用リスクや金利の変動により損失を被る金利リスクに晒されております。

有価証券は、主として債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、その他目的で保有しているほか、お客様への販売に対応するため、一部の債券等については売買目的で保有しております。これらは、発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。また、市場の混乱など一定の環境の下で取引が困難になり損失を被る市場流動性リスクに晒されております。

金融負債は、主として法人、個人のお客様からお預かりする流動性預金や定期性預金により構成されておりますが、当行の格付が低下するなど一定の環境の下で予期せぬ資金流出が発生し、必要な資金確保が困難になる資金繰りリスクに晒されております。

外貨建の資産・負債は、為替の変動により損失を被る為替リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、資産・負債の総合管理（ALM）の一環として、貸出金や債券の金利リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引や債券先物取引等を、外貨建の資産・負債に係る為替リスクをヘッジする目的で外国為替先物予約取引等を利用しており、このうち貸出金や債券をヘッジ対象とする一部のヘッジ取引にヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に関わるリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行は、信用リスク管理の基本方針である「信用リスク管理方針」及び信用リスク管理に係る各種規定等を定め、資産の健全性確保のための基本的なスタンス並びに、信用リスクの評価、モニタリング、コントロール等の管理の実施について明確化しているほか、信用リスクを客観的に把握し、信用リスク管理の高度化を図る観点から、信用供与先に対する「信用格付制度」を活用しております。

また、信用リスク管理に係る組織として、信用リスク管理部署および審査管理部署を設置し、信用リスク管理の実効性を確保しております。

信用リスク管理部署であるリスク統轄部は、信用リスク量の計測や、与信ポートフォリオの分析を通じ、将来発生する可能性のある信用リスク量や大口与信先への与信集中の状況等を把握し、当行全体の信用リスクについての評価、コントロールを行っております。

審査管理部署である審査部は、貸出金の運用において厳正な審査基準に基づく審査を行うほか、貸出債権の日常管理徹底のためのシステム開発や、事務手続の厳正化等を行っております。

② 市場リスクの管理

A. 市場リスク管理体制

当行は、市場リスク管理の基本方針である「市場リスク管理方針」及び市場リスク管理に係る各種規定等を定め、適切な市場リスク管理の運営スタンス並びに、市場リスクの評価、モニタリング、コントロール等の管理に係る手法を明確化し、厳正な管理を行っております。

市場リスク管理に係る組織として、市場リスク管理部署（ミドル・オフィス）を設置するほか、市場取引における相互牽制を図るため、業務運営部署（フロント・オフィス）と事務管理部署（バック・オフィス）を分離し、さらに業務運営部署に市場リスク管理部署の所属員を駐在させ、市場リスク管理の実効性を確保しております。

市場リスク管理部署であるリスク統轄部は、VaR（バリュー・アット・リスク）法等により当行全体の市場リスク量を計測するとともに、市場リスク量を一定の範囲内にコントロールするため、取引の種類や特性に応じて設定したポジション枠や損失限度等の遵守状況を定期的にモニタリングしております。

また、先行きの金利・相場・資金・景気動向を予測し、その変動に伴うリスクを回避するとともに、リスク管理と収益管理の一元化による適正な資産・負債の総合管理を踏まえ、経営の健全性確保と収益向上の両立をはかるため、機動的に運用戦略等を検討することを目的として、ALM・収益管理委員会を設置しております。

B. 市場リスクに係る定量的情報

当行は、「有価証券」、「円貨預貸金」、「円貨市場性資金」に関するVaRの算定にあたっては、分散共分散法（保有期間：政策投資株式125営業日、それ以外60営業日、信頼区間：99.0%、観測期間：250営業日）を採用しております。平成28年3月31日（当期の連結決算日）現在で当行の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で130,849百万円となっております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

なお、当行は、「有価証券」において、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストングを実施し、使用する計測モデルが十分な精度により市場リスクを捕捉していることを確認しております。

③ 流動性リスクの管理

当行は、流動性リスク管理の基本方針である「流動性リスク管理方針」及び流動性リスク管理に係る規定を定め、安定的な資金繰り運営のための基本的なスタンス並びに、流動性リスクの評価、モニタリング、コントロール等の管理の実施について明確化しているほか、不測の事態への備えとして、「流動性危機対応プラン」等を定め、迅速かつ的確な対応を行えるよう体制を整備しております。

また、流動性リスク管理に係る組織として、当行全体の流動性リスクを管理するために流動性リスク管理部署を設置し、日々の資金繰り及び資金や証券に係る決済の管理を行うために資金繰り管理部署及び決済の管理部署を設置しております。

流動性リスク管理部署であるリスク統轄部は、流動性リスクの評価、モニタリングを行い、必要に応じてコントロールを行うなど、当行全体の流動性リスクを管理しております。

資金繰り管理部署及び決済の管理部署である市場国際部は、日次又は月次の資金繰り見通しを作成するとともに、調達可能額や資産の流動性の把握、大口資金の期日集中の確認等により資金繰り管理を行っております。また、日銀ネット決済等の決済制度における決済の状況や他の金融機関等との間で行う決済の状況を把握することにより決済の管理を行っております。

④ 連結される子会社及び子法人等に係るリスク管理体制

連結される子会社及び子法人等については、当行に準じたりスク管理体制としております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

| | 連結貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|------------------|------------|-----------|--------|
| (1) 現金預け金 | 485,921 | 485,921 | － |
| (2) コールローン及び買入手形 | 115,560 | 115,560 | － |
| (3) 有価証券 | 3,487,266 | 3,487,347 | 81 |
| 満期保有目的の債券 | 12,201 | 12,282 | 81 |
| その他有価証券 | 3,475,065 | 3,475,065 | － |
| (4) 貸出金 | 4,350,795 | | |
| 貸倒引当金（※） | △ 72,343 | | |
| | 4,278,451 | 4,311,700 | 33,248 |
| 資産計 | 8,367,200 | 8,400,530 | 33,329 |
| (1) 預金 | 7,320,108 | 7,320,659 | 550 |
| (2) 譲渡性預金 | 643,630 | 643,630 | － |
| 負債計 | 7,963,738 | 7,964,289 | 550 |

（※）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会の価格又は取引金融機関が算定する価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価額や証券投資信託委託会社が提供する基準価額によっております。

自行保証付私募債については、将来キャッシュ・フロー（クーポン、元本償還額、保証料）を、市場金利、発行体の信用リスク等を考慮した利率で割り引いて時価を算定しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、商品性に応じて元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率又は市場金利に信用格付ごとの標準スプレッド（経費率を含む）を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）で、時価が帳簿価額と近似しているものは、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規預金を受け入れる際に適用する利率で割り引いて時価を算定しております。なお、預入期間が短期間（1年以内）で、時価が帳簿価額と近似しているものは、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 譲渡性預金

譲渡性預金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規譲渡性預金を受け入れる際に適用する利率で割り引いて時価を算定しております。なお、預入期間が短期間（1年以内）で、時価が帳簿価額と近似しているものは、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

| 区 分 | 連結貸借対照表計上額 |
|-----------------|------------|
| ① 非上場株式（※1）（※2） | 1,932 |
| ② 組合出資金（※3） | 2,311 |
| 合 計 | 4,244 |

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の、「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成28年3月31日現在）

| | 当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円） |
|----------|--------------------------|
| 売買目的有価証券 | 38 |

2. 満期保有目的の債券（平成28年3月31日現在）

| | 種 類 | 連結貸借対照表計上額 （百万円） | 時 価 （百万円） | 差 額 （百万円） |
|------------------------------|-----|---------------------|--------------|--------------|
| 時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの | 国債 | 8,301 | 8,368 | 67 |
| | 地方債 | 3,899 | 3,913 | 13 |
| | 小計 | 12,201 | 12,282 | 81 |
| 時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの | 国債 | — | — | — |
| | 地方債 | — | — | — |
| | 小計 | — | — | — |
| 合 計 | | 12,201 | 12,282 | 81 |

3. その他有価証券（平成28年3月31日現在）

| | 種 類 | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差 額 (百万円) |
|------------------------------------|-----|---------------------|---------------|--------------|
| 連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの | 株式 | 114,297 | 49,136 | 65,160 |
| | 債券 | 2,775,606 | 2,726,128 | 49,477 |
| | 国債 | 1,560,945 | 1,535,927 | 25,017 |
| | 地方債 | 228,957 | 223,415 | 5,542 |
| | 社債 | 985,704 | 966,785 | 18,918 |
| | その他 | 315,714 | 269,359 | 46,355 |
| | 小計 | 3,205,618 | 3,044,625 | 160,993 |
| 連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の | 株式 | 9,383 | 10,276 | △ 893 |
| | 債券 | 11,514 | 11,537 | △ 22 |
| | 国債 | — | — | — |
| | 地方債 | — | — | — |
| | 社債 | 11,514 | 11,537 | △ 22 |
| | その他 | 248,548 | 256,044 | △ 7,495 |
| | 小計 | 269,446 | 277,858 | △ 8,411 |
| 合 計 | | 3,475,065 | 3,322,483 | 152,581 |

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

| | 売却額 (百万円) | 売却益の合計額 (百万円) | 売却損の合計額 (百万円) |
|-----|--------------|------------------|------------------|
| 株式 | 4,356 | 2,312 | 0 |
| 債券 | 56,591 | 452 | 95 |
| 国債 | 55,972 | 452 | — |
| 地方債 | — | — | — |
| 社債 | 619 | — | 95 |
| その他 | 29,449 | 19 | 185 |
| 合 計 | 90,397 | 2,784 | 280 |

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、4,756百万円（うち、株式764百万円、その他3,991百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社等の区分毎に次のとおり定めております。

| | |
|-----------------|---|
| 正常先 | 時価が取得原価に比べて50%以上下落または、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもので、過去1か月間の時価の平均が取得原価に比べて50%（一定以上の信用リスクを有すると認められるものは30%）以上下落 |
| 要注意先 | 時価が取得原価に比べて30%以上下落 |
| 破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 | 時価が取得原価に比べて下落 |

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託（平成28年3月31日現在）

| | | |
|------------|---------------------|---------------------------|
| | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円) |
| 運用目的の金銭の信託 | 43,375 | △ 2,887 |

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成28年3月31日現在）

| | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) | うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円) | うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円) |
|-----------|---------------------|---------------|-------------|----------------------------------|-----------------------------------|
| その他の金銭の信託 | 32,902 | 21,581 | 11,320 | 11,320 | — |

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. 減損処理を行った金銭の信託

その他の金銭の信託の信託財産を構成している有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、減損処理しております。なお、当連結会計年度においては該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社等の区分毎に次のとおり定めております。

| | |
|-----------------|---|
| 正常先 | 時価が取得原価に比べて50%以上下落または、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもので、過去1か月間の時価の平均が取得原価に比べて50%（一定以上の信用リスクを有すると認められるものは30%）以上下落 |
| 要注意先 | 時価が取得原価に比べて30%以上下落 |
| 破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 | 時価が取得原価に比べて下落 |

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(税効果会計関係)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.0%から、平成28年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%、平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.6%、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.4%となります。この税率変更により、繰延税金資産は33百万円減少し、繰延税金負債は986百万円減少し、その他有価証券評価差額金は2,543百万円増加し、法人税等調整額は1,316百万円増加しております。

(1株当たり情報)

| | |
|-------------------------------|-----------|
| 1株当たりの純資産額 | 1,165円83銭 |
| 1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 | 42円37銭 |
| 潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 | 42円18銭 |

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 138百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

| | 平成21年 ストック・オプション | 平成22年 ストック・オプション | 平成23年 ストック・オプション | 平成24年 ストック・オプション |
|--------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-------------------------------|
| 付与対象者の 区分及び人数 | 当行の取締役 16名 | 当行の取締役 16名 | 当行の取締役 16名 | 当行の取締役 16名 |
| 株式の種類別の ストック・オプション の数(注) | 当行普通株式 281,800株 | 当行普通株式 357,500株 | 当行普通株式 498,900株 | 当行普通株式 498,900株 |
| 付与日 | 平成21年8月3日 | 平成22年8月2日 | 平成23年8月1日 | 平成24年7月27日 |
| 権利確定条件 | 権利確定条件は 定めていない | 権利確定条件は 定めていない | 権利確定条件は 定めていない | 権利確定条件は 定めていない |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間は 定めていない | 対象勤務期間は 定めていない | 対象勤務期間は 定めていない | 対象勤務期間は 定めていない |
| 権利行使期間 | 平成21年8月4日 ～ 平成46年8月3日 | 平成22年8月3日 ～ 平成47年8月2日 | 平成23年8月2日 ～ 平成48年8月1日 | 平成24年7月28日 ～ 平成49年7月27日 |

| | 平成25年 ストック・オプション | 平成26年 ストック・オプション | 平成27年 ストック・オプション |
|--------------------------------|-------------------------------|--|--|
| 付与対象者の 区分及び人数 | 当行の取締役 (社外取締役を除く)15名 | 当行の取締役 (社外取締役を除く)13名 当行の執行役員 (取締役執行役員を除く)4名 | 当行の取締役 (社外取締役を除く)13名 当行の執行役員 (取締役執行役員を除く)6名 |
| 株式の種類別の ストック・オプション の数(注) | 当行普通株式 296,800株 | 当行普通株式 245,800株 | 当行普通株式 183,100株 |
| 付与日 | 平成25年7月29日 | 平成26年8月1日 | 平成27年7月31日 |
| 権利確定条件 | 権利確定条件は 定めていない | 権利確定条件は 定めていない | 権利確定条件は 定めていない |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間は 定めていない | 対象勤務期間は 定めていない | 対象勤務期間は 定めていない |
| 権利行使期間 | 平成25年7月30日 ～ 平成50年7月29日 | 平成26年8月2日 ～ 平成51年8月1日 | 平成27年8月1日 ～ 平成52年7月31日 |

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

| | 平成21年 ストック・ オプション | 平成22年 ストック・ オプション | 平成23年 ストック・ オプション | 平成24年 ストック・ オプション | 平成25年 ストック・ オプション | 平成26年 ストック・ オプション | 平成27年 ストック・ オプション |
|----------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 権利確定前 | | | | | | | |
| 前連結会計年度末 | 153,600株 | 216,800株 | 345,800株 | 367,400株 | 260,300株 | 245,800株 | － |
| 付与 | － | － | － | － | － | － | 183,100株 |
| 失効 | － | － | － | － | － | － | － |
| 権利確定 | － | － | － | － | 13,100株 | 10,300株 | － |
| 未確定残 | 153,600株 | 216,800株 | 345,800株 | 367,400株 | 247,200株 | 235,500株 | 183,100株 |
| 権利確定後 | | | | | | | |
| 前連結会計年度末 | － | － | － | － | － | － | － |
| 権利確定 | － | － | － | － | 13,100株 | 10,300株 | － |
| 権利行使 | － | － | － | － | 13,100株 | 10,300株 | － |
| 失効 | － | － | － | － | － | － | － |
| 未行使残 | － | － | － | － | － | － | － |

② 単価情報

| | 平成21年 ストック・ オプション | 平成22年 ストック・ オプション | 平成23年 ストック・ オプション | 平成24年 ストック・ オプション | 平成25年 ストック・ オプション | 平成26年 ストック・ オプション | 平成27年 ストック・ オプション |
|--------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 権利行使価格 | 1円 | 1円 | 1円 | 1円 | 1円 | 1円 | 1円 |
| 行使時平均株価 | － | － | － | － | 748円 | 748円 | － |
| 付与日における 公正な評価単価 | 523円 | 415円 | 317円 | 275円 | 444円 | 527円 | 775円 |

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成27年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は次のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値及び見積方法

| | 平成27年ストック・オプション |
|-------------|-----------------|
| 株価変動性（注1） | 30.472% |
| 予想残存期間（注2） | 3年8ヵ月 |
| 予想配当（注3） | 8.5円/株 |
| 無リスク利子率（注4） | 0.046% |

(注) 1. 予想残存期間3年8ヵ月に対応する期間（平成23年11月から平成27年7月まで）の株価実績に基づき算定しております。

2. 過去10年間に退任した取締役および執行役員の平均的な在任期間及び退任時年齢から、現在の在任取締役及び執行役員の平均在任期間及び年齢を減じて算出された、それぞれの残存期間の平均値を予想残存期間とする方法で見積もっております。

3. 平成27年3月期の配当実績

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回り

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。